

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は取締役・監査役を中心として、当社グループにふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その充実を図っています。そして、グループ全体として、株主・顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーの皆様に対しても透明性の高い経営を行い、円滑な関係を構築しながら、効率的で健全な経営を維持することにより企業価値を向上させることを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	81,038,000	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	61,006,000	3.65
株式会社みずほ銀行	59,207,773	3.54
日本生命保険相互会社	57,516,659	3.44
JFEスチール株式会社	56,174,400	3.36
JP MORGAN CHASE BANK 380055	47,184,020	2.82
川崎重工共栄会	34,412,192	2.05
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	30,577,999	1.83
川崎重工業従業員持株会	28,805,217	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	28,089,000	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社では、大量保有報告書の写しの送付を受けていますが、平成27年3月31日現在における実質所有株式数を完全に把握できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

なお、報告書の主な内容は以下のとおりです。

保有者: 株式会社みずほ銀行 他2名
報告義務発生日: 平成26年5月15日
保有株券等の数: 96,236,123株
株券等保有割合: 5.76%

保有者: キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー 他5名
報告義務発生日: 平成26年11月28日
保有株券等の数: 117,129,976株
株券等保有割合: 7.01%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部、名古屋 第一部

決算期 3月

業種 輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員

数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

JASDAQ に上場している川重冷熱工業(株)の議決権の83.52%を所有しています。

同社は、ボイラ及び空調機器の製造・販売を独自に行っており事業としての独立性は高いものの、グループにおける重要な子会社と位置づけ、当社から自らは子会社の業務執行に従事しない非常勤の取締役・監査役を派遣することにより監督機能を強化し、ガバナンスの充実を図っています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森田 嘉彦	他の会社の出身者								△			
福田 秀樹	学者										○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田 嘉彦	○	過去に森田嘉彦氏が役員に就任していた国際協力銀行(2011年6月退任)、及び顧問に就任していた三井住友銀行(2013年6月退任)は当社取引先です。	・国際協力銀行等における豊富な国際経験と専門的知見に基づき、業務執行から独立した立場から、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見・助言をいただけるとともに、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため。 ・森田嘉彦氏が役員に就任していた国際協力銀行、及び顧問に就任していた三井住友銀行とは借入等の取引がありますが、当社は複数の金融機関と取引を行っており、両行への依存度は低く、当社経営への影響度は希薄です。そのためその独立性に問題は無く、独立役員として適任であると判断しています。
			・神戸大学長としての大学法人経営における豊富な経験、及び製造業界における豊富な知見・経験に基づき、業務執行から独立した立場

福田 秀樹	○	過去に福田秀樹氏が役員に就任していた国立大学法人神戸大学(2015年3月退任)に対して、当社は寄付等を行っております。	で、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見・助言をいただけるとともに、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため。 ・福田秀樹氏が役員に就任していた国立大学法人神戸大学に対して、当社は寄付等を行っておりますが、直近5事業年度における寄付金等の平均額は1,000万円／年未満と僅少であり、福田氏の独立性に影響を与えるものではなく、独立役員として適任であると判断しています。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新

当社は、社内取締役2名、社外取締役2名、並びに社外監査役1名を構成員とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人からの監査計画の概要、監査重点項目の報告を受け、監査役会からも会計監査人に対し監査役監査計画の説明を行っています。監査結果については定期的に相互に報告を行い、情報交換や意見交換を行うなど連携を図っています。また、監査役は必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うほか、会計監査人からは適宜監査に関する報告を受けています。

内部監査部門である監査部は、監査役に対し、内部監査の結果報告を行っています。また、監査役と監査部は情報交換を行い、それぞれの監査結果・指摘事項等の情報を共有しています。

さらに、監査部が行う財務報告にかかる内部統制に対する評価に対し、会計監査人による外部監査を受けるとともに、評価範囲等について適宜協議するほか、監査部長が監査役と会計監査人との情報交換の場に同席するなど、必要な相互連携に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤樹 伸之	弁護士													
鳥住 孝司	他の会社の出身者										○	○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤掛 伸之	○	——	・弁護士としての豊富な経験・知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため。 ・藤掛伸之氏は、弁護士業その他の業務において、当社と取引関係は無く、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いことから、独立役員として適任であると判断しています。
鳥住 孝司	○	過去に鳥住孝司氏が役員に就任していた川崎汽船株式会社(2015年6月退任)は当社取引先です。また、当社の元取締役(2012年6月退任)が社外監査役に就任(2015年6月～)しています。	・会社経営者としての豊富な経験を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため。 ・鳥住孝司氏は、川崎汽船株式会社の役員に就任していましたが、川崎汽船株式会社はグループ会社のような資本関係にはなく、直近5事業年度における同社グループと当社グループとの年間平均取引額は、当該期間における同社グループ及び当社グループそれぞれの年間平均売上高の2%未満と僅少です。また、同社では当社の元取締役が社外監査役に就任していますが、当社取締役を退任後に就任を要請され就任したものであり、鳥住氏の独立性に影響を与えるものではなく、独立役員として適任であると判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

〔社外役員に関する独立性判断基準の概要〕

次の各号に掲げる事項全てに該当しない場合、独立性を満たすと判断しています。

- (1)当該社外役員が、業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人として現在在籍している、又は過去10年間に於いて在籍していた会社(当該会社が定める重要な子会社を含む)(以下、「出身会社」)が、当社グループと取引を行っている場合に、過去5事業年度の平均取引額が、当社グループ及び出身会社の過去5事業年度の平均売上高の2%を超える。
- (2)当該社外役員が、法律、会計もしくは税務の専門家又はコンサルタント(法人格を有する場合は法人)として、当社グループから直接受領する報酬(当社役員としての報酬を除く)の過去5事業年度の平均額が、1,000万円を超える。
- (3)当該社外役員が、業務執行役員を務めている非営利団体に対する当社グループからの寄附金等の過去5事業年度の平均額が、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入又は経常収支の2%を超える。
- (4)当該社外役員の出身会社が、当社発行済株式総数の10%以上の株式を保有する主要株主である。
- (5)当該社外役員の二親等内の親族が、前四号に定める条件に合致する者もしくは当社グループの業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人である。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営管理指標としている投下資本利益率(ROIC＝(税引前利益＋支払利息)÷投下資本)に、報酬を連動させています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)において、株主総会決議に基づく限度額の範囲内で当社が支払った報酬の総額は次のとおりです。

取締役662百万円 監査役89百万円 合計751百万円(うち社外3名30百万円)

なお、有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従い、一部取締役の報酬について個別開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役及び監査役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上、及び優秀な人材の確保を目的として、各役員の職責に見合った報酬体系としており、社外取締役を除く取締役には業績連動型報酬制度を、社外取締役及び監査役については、その職務の独立性という観点から固定報酬制度を採用しています。

なお、各取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で承認いただいた報酬枠の範囲内において、取締役については、取締役会の委任を受けた社長が、監査役については、監査役会がそれぞれ決定しています。

また、2015年度より社外役員を主要な構成員とする報酬諮問委員会を開催し、報酬制度についての諮問を行うこととしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役:

経営企画部が重要な議案等に関する事前説明を行うなど、各種のサポート策を講じています。

社外監査役:

監査役付としての専任者及び監査部長が、社外監査役を含めて全監査役をサポートするほか、監査役会、業務監査の場を通じて、常勤監査役から社外監査役に情報提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、会計監査人を設置しています。また、取締役会・監査役会のほか、代表取締役等関係者で構成する経営会議、及び取締役会において選任された執行役員を加えた執行役員会を設置しています。さらに、今般コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、社外役員を主要な構成員とする報酬諮問委員会及び指名諮問委員会を設置することとしました。

取締役会は12名(定員18名)の取締役で構成され、議長は会長の欠員により社長が務めています。また、経営全般に対する取締役会の監督機能を強化することを目的として、業務執行から独立した社外取締役(東京証券取引所規則の定める独立役員)を1名増員し、2名体制とすることとしました。なお、全ての取締役の任期を1年とし、さらに社外取締役を除く取締役については、その報酬に業績を反映させるなど、経営責任の明確化を図っています。また、社外取締役は、その責任範囲を会社法第427条第1項及び定款第32条に基づき、1千万円又は会社法第425条第1項に規定する額(取締役報酬の2年分)のいずれか高い方を限度とする契約を当社と結んでいます。

監査役会は4名(定員5名)の監査役で構成され、財務報告の信頼性を確保するため財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任するとともに、監査機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、当社との取引関係等の利害関係のない2名の社外監査役(いずれも東京証券取引所規則の定める独立役員)を選任しています。常勤監査役と社外監査役は緊密に情報共有を行い、監査機能の充実を図っています。なお、社外監査役は、その責任範囲を会社法第427条第1項及び定款第42条に基づき、1千万円又は会社法第425条第1項に規定する額(監査役報酬の2年分)のいずれか高い方を限度とする契約を当社と結んでいます。

業務執行に関しては、当社ではグループとして経営環境の変化に迅速に対応できる体制とするため、執行役員制を採用しており、取締役会において選任された執行役員に業務を委任しています。また、グループ経営全般における社長の諮問機関として経営会議を設置し、グループ経営における重要な経営方針、経営戦略、経営課題等の審議を行うとともに、所定の事項については取締役会に諮ることとしています。さらに、取締役会・経営会議等で決定した経営方針・経営計画に基づく業務執行方針は全執行役員に直ちに示達されるとともに、グループ経営における意思統一を図る機関として設置された執行役員会において徹底を図るなど、円滑な業務執行に資する体制を構築しています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図は、別添「コーポレート・ガバナンス体制図」をご覧ください。

(2) 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

(a) 内部監査

内部監査については、内部監査部門である監査部(14名)が、当社グループの経営活動全般における業務執行が、法規並びに社内ルールに基

づいて適切に運用されているか等の監査を定常的に行う等、内部統制機能の向上を図っています。また、監査役と監査部は情報交換を行い、それぞれの監査結果・指摘事項等の情報を共有しています。

(b)監査役監査

監査役監査に関して、監査役は、取締役会及び(社外監査役は必要に応じて)経営会議等に出席するとともに、重要書類の閲覧や、取締役及び執行役員との会合、本社及び事業部門に対する業務監査、子会社の調査を通じて業務及び財産の状況の調査等を行っています。また、2名の社外監査役により監査機能の客観性及び中立性を確保するとともに、常勤監査役と社外監査役との情報共有を行い、監査機能の充実を図っています。

(c)会計監査

会計監査については、当社の会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人の財務諸表監査を受けています。監査役及び監査役会は、会計監査人からの監査計画の概要、監査重点項目の報告を受け、監査役会からも会計監査人に対し監査役監査計画の説明を行っています。監査結果については定期的に報告を受け、情報交換や意見交換を行うなど連携を図っています。また、必要に応じて監査役が会計監査人の監査に立ち会うほか、会計監査人から適宜監査に関する報告を受けています。

平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)において会計監査業務を執行した公認会計士及び監査業務の補助者等は以下のとおりです。

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 北本 敏
指定有限責任社員 業務執行社員 田中 基博
指定有限責任社員 業務執行社員 神田 正史

なお、継続監査年数については全員7年以内であるため記載を省略しています。

監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 29 名

その他 25 名

(3)コンプライアンスの推進体制

当社グループでは、CSR活動全般の充実に取り組む中で、コンプライアンスに対する意識向上に取り組む体制としています。具体的には、従業員に対しては「コンプライアンスガイドブック」の配布の他、e-learning 等によるコンプライアンス教育も充実させており、当社グループを挙げてコンプライアンスに対する意識の向上を図っています。その他、外部の弁護士を窓口とする「コンプライアンス報告・相談制度」を定め、従業員が内部の目を気にすることなく相談できる仕組みを構築しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

経営の透明性を確保しながらも、効率的で健全な経営を維持し、企業価値の持続的な向上を実現するのに相応しい体制であると考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案検討時間を確保できるように、法定で定められた期限よりも早い、株主総会開催日の3週間前に招集通知を発送するとともに、2015年6月開催の定時株主総会より、招集通知(和文・英文)を、発送日前に当社のWebサイトなどに掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただくため、集中日を避けて株主総会の開催日を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会会場に出席することが困難な株主の皆様の利便性を向上することを目的として、パソコン・携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知及びその英訳版を、当社のWebサイトなどに掲載しており、議決権行使の促進を図っています。
その他	株主総会会場では、1年間の事業の経過と成果などを映像を使用して株主の皆様にはわかりやすく説明するよう努めています。(過去の株主総会で使用した資料は当社のWebサイトに掲示しています)

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社のWebサイトに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算及び本決算発表時の年二回、社長・副社長及び経営企画担当役員による決算説明会を開催しており、決算実績及び業績見通し、今後の経営戦略などの説明を行っています。 なお、決算説明会での主要な質疑応答の内容については、当社のWebサイト「IR情報」にて公開しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	経営幹部による北米・欧州の機関投資家訪問などを行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のWebサイト内にIR専用サイトを設置し、主に次の(1)～(7)の会社情報を掲載しています。(1)決算情報(2)決算情報以外の適時開示資料(3)有価証券報告書又は四半期報告書(4)株主総会の招集通知(5)Business Report (6)Kawasaki Report(7)決算説明資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部IR課及び総務部文書株式課で対応しています。	
その他	株主を対象とした工場見学会を実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「カワサキグループ・ミッションステートメント」において、川崎重工グループがステークホルダーに対し果たすべき使命をグループミッションとして掲げるだけでなく、従業員一人一人に求められるべき規範を、グループ行動指針として定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「社会の持続可能な発展」に貢献する当社の姿勢を「環境憲章」として明確化し、企業経営に環境を配慮する環境調和型経営を目指しております。また、当社の環境調和型経営や環境保全活動については、当社のWebサイトやKawasaki Reportの中で紹介しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時、適切な会社情報を正確かつ公平に提供することを目的に、証券取引所の定める適時開示規則に沿って情報開示を行っており、社内規程においてその取扱いを定めるとともに、開示情報を明確化しています。
その他	より一層進む従業員の多様化に対応するため、「全従業員のワークライフバランス実現に向けての多様な働き方への対応」「女性活躍推進」「障がい者雇用促進」「育児支援・介護支援」「高齢者に配慮した職場づくり」に取り組んでいます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(ア) 内部統制システム整備の基本方針

川崎重工グループは、『世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”』という「グループミッション(果たすべき使命・役割)」、「カワサキバリュー」、「グループ経営原則」及び「グループ行動指針」に示す経営理念を具現化するために、適切な組織の構築、社内規定・ルールの整備、情報の伝達、及び適正な業務執行を確保する体制として内部統制システムを整備・維持する。また、不断の見直しによってその改善を図り、もって、グループの健全で持続的な成長に資する効率的で適法な企業体制をより強固なものとする。

(イ) 内部統制システムの整備状況

当社は、以下のとおり内部統制システムを整備する。また、その運用状況については、期末に評価を行い、適切に運用されていることを確認する。

a. 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

(a) 当社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ・当社役員(取締役及び監査役の総称をいう)及び使用人に対して、「川崎重工企業倫理規則」で規定する「企業人としての倫理規範の実践」、「人格・人権の尊重と差別の禁止」、「環境保全の促進」、「法令及び社会のルールの遵守」及び「適正な会計処理及び財務報告の信頼性の確保」(以下「企業倫理の基本理念」という)を義務付け、法令及び定款を始めとする当社の諸規則等を遵守することを徹底する。
- ・業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守並びに資産の保全等の目的を達成し業務の適正を確保するため、社長を内部統制最高責任者、各事業部門長を内部統制責任者とする内部統制推進体制を整備し、当社役員及び使用人のそれぞれに定められている役割と責任に基づき、内部統制システムを統一的に運用する。
- ・社長統括の下、役員他で構成される全社CSR委員会及び事業部門CSR委員会において「企業倫理の基本理念」を遵守するための各種施策及び当社グループ(当社及びその子会社から成る企業集団をいう)のコンプライアンスの徹底を図るための各種施策を審議・決定し、各種法令遵守の啓発・教育活動の継続的実施により、法令遵守への理解と意識を常に高めるよう努めるとともに、その運用状況のモニタリングを行う。
- ・コンプライアンス違反に関する情報を内部通報できる制度を整備し、コンプライアンス体制の充実を図る。
- ・取締役会において選任された執行役員に業務執行を適切な範囲で委任する一方で、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外取締役(東京証券取引所規則の定める独立役員)を選任することにより、経営全般に対する取締役会の監督機能を強化する。また、同様に、一般株主と利益相反を生じるおそれのない社外監査役(東京証券取引所規則の定める独立役員)を選任することで、監査役会による経営監視機能の客観性及び中立性を確保し、その監査機能の充実を図る。
- ・内部監査部門は、当社の業務監査、財務報告に係る内部統制の構築・評価及び報告の実施により、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する。

(b) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ・当社取締役の職務の執行に係る情報(議事録、決議記録及びそれらの付属資料、会計帳簿及び会計伝票、並びにその他の情報)については、社則に基づき、適切に保存・管理する。当社役員及び当社役員に指名された当社使用人はいつでもこれらの情報を閲覧できるものとする。
- ・秘密情報及び個人情報については、社則に基づき、適切に保存・管理し、業務監査等により、その実効性を確保する。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ・社長をリスク管理最高責任者、各事業部門長をリスク管理担当責任者とし、想定されるリスクを網羅的に把握し、リスク又はリスクによりもたらされる損失を未然に回避・極小化するためのリスク管理体制を整備する。
- ・経営戦略上のリスクについては、社則に基づき、事前に関連部門においてリスクの分析や対応策等の検討を行ったうえで、取締役会等の会議体において審議・決議を行う。特に、経営に対する影響が大きい重要なプロジェクトについては、個別にリスク管理を行う。
- ・リスクが顕在化した際に備え、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を整備する。
- ・重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに最高危機管理責任者である社長に報告する。
- ・大規模地震等の災害や感染症パンデミック等が発生した際に備え、あらかじめ優先的に継続又は復旧する重要業務を特定のうえ、当社の事業への影響を最低限に抑えようとするとともに、復旧までの時間を短縮するための事業継続計画を定める。

(d) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ・「カワサキグループ・ミッションステートメント」で明確にした当社グループの存在意義・役割を踏まえ、グループ全体並びに事業部門毎の長期ビジョンを定め、将来の到達目標を共有する。
- ・長期ビジョンの実現に向けて、中期経営計画及び短期経営計画等の具体的実行計画を策定し、各組織並びに役員及び使用人個々人の目標を設定する。また、それぞれの計画・目標については、定期的にレビューを行い、より適正且つ効率的な業務執行ができる体制を確保する。
- ・社則において、業務分掌並びに決裁権限を規定するとともに、取締役会の決議に基づき執行役員を選任することにより、業務執行体制を明確化する。また、これらの体制を整備することにより、各事業・各機能分野における業務執行の効率化を図る。
- ・取締役会決議と社長決裁に向けての審議機関として経営会議を設置し、経営会議における審議を通じて当社取締役の職務執行の効率性を確保する。また、経営方針・計画の周知及び意思統一のため、執行役員全員により構成される執行役員会を開催する。
- ・社内カンパニー制度に則り、各事業部門は、委譲された権限と責任の下に自ら意思決定を行い、環境の変化に適応した機動的な事業運営を行う。また、各カンパニーの業務執行に最終責任を負うカンパニープレジデントをトップとするカンパニー経営会議等を各カンパニーに設置する。

b. 当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

各子会社の事業内容や規模、地域、重要性等に応じ、次に掲げる体制の整備に努め、当社グループの業務の適正を確保する。

(a) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号二)

- ・当社は、親会社の立場で子会社の内部統制を統括し、グループ全体として業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守並びに資産の保全等の目的を達成し業務の適正を確保するための体制を整備する。
- ・全社CSR委員会において、当社グループ全体として「企業倫理の基本理念」・コンプライアンスに関する方針・各種施策を審議し、その運用状況をチェックする体制を整備する。
- ・当社は、子会社の株主として株主総会における議決権行使による統制を行うとともに、子会社に適宜、自らは子会社の業務執行に従事しない非常勤の取締役又は非常勤の監査役、あるいはその両者(あわせて「非常勤役員」という)を派遣することにより、経営の監督・監視を行う。また、当社に子会社の管理業務を統括する部署を設置し、適正なグループ経営を管理する体制を整備する。
- ・グループ内部監査を統括する当社監査部は、子会社の業務監査・財務報告に係る内部統制の評価の実施により、業務の適正及び財務報告の

信頼性を確保する。

(b) 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)

- ・当社は、子会社へ派遣した非常勤役員を通じ、子会社の取締役の職務執行状況について報告を受ける。
- ・子会社はその経営状況を、経営報告として定期的に当社へ報告するとともに、社則に基づき、経営上の重要な意思決定事項に関し、事前に当社主管部門と協議する。

(c) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ロ)

- ・当社は、グループ全体としてのリスク管理を推進し、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避・極小化に努める。
- ・当社は、子会社においてリスクが顕在化した際に備え、各子会社が危機への対処方針を策定し、危機管理に関する体制を整備するよう指導する。
- ・重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに当社に報告する。

(d) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ)

- ・当社グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、「カワサキグループ・ミッションステートメント」、長期ビジョン及び中期経営計画等に示される基本的な考え方・ビジョンを共有し、当社グループ全体としての到達目標を明確化することにより、適正且つ効率的な業務執行が行われる体制を整備する。
- ・子会社に決裁規則を制定させ、業務執行の効率化を図る。

c. 当社監査役の職務の執行のために必要な事項について

(a) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役の要請に応じて、必要な専任の使用人を配置する。

(b) 当社監査役の職務の執行を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性に関する事項、及び当社監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号、3号)

監査役の職務の執行を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の事前の同意を必要とする。

(c) 当社取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- ・当社監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会や全社CSR委員会、全社リスク管理委員会等の全社会議体へ出席し、当社取締役及び使用人は、これら会議を通じてコンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、グループ経営及び事業運営上の重要事項並びにその職務遂行の状況等を当社監査役会に対して報告する。
- ・当社取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、直ちに当社監査役会に報告する。
- ・子会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、これを直ちに当社主管部門に報告する。当該報告を受けた当社主管部門は、その内容を当社監査役会に報告する。
- ・社則に基づき、当社使用人は、社内稟議の回覧を通じて、当社監査役会に対して当社グループの業務執行に関する報告を行う。
- ・当社監査部ならびに会計監査人は、適時に、当社監査役会に対して、当社グループの監査状況についての報告及び情報交換を行う。

(d) 前記(c)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は、社則において、前記(c)の報告を行った者に対する不公正・不利益な取扱いの禁止を規定し、子会社についても、その社則において同様の内容を規定させる。

(e) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(f) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- ・当社取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催するとともに、当社監査役は、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、当社取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
- ・当社及び子会社の取締役は、当社監査役が当社内部監査部門及び子会社の監査役等との連携を通じて、より実効的且つ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。
- ・当社及び子会社は、当該会社の監査役の選任議案や監査役報酬等について、法令・定款に従って必要な監査役の同意又は監査役会の決定を得る。
- ・当社が選任する監査役には、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者1名以上を含むものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、全役員及び使用人に対し、「反社会的勢力への利益供与」の禁止について、具体的事例により解説した「コンプライアンスガイドブック」を配布・周知する。「コンプライアンスガイドブック」に記載された事項については、単にこれを配布するだけでなく、研修を行うこと等によって徹底を図る。

また、社内体制としては、反社会的勢力排除に係る対応総括部署を本社に設置し、警察等外部の専門機関との緊密な連携を図るとともに、関係部門と連携のうえ、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織的に対処する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点では買収防衛策を導入する予定はありませんが、当社の取組みを支持してくださる株主をはじめ、全てのステークホルダーの皆様の利益を損なわないため、当社としてどのような対応をとるべきか検討します。

なお、当社は中期的視点を踏まえた経営戦略を立案・実践し、かつ、株主をはじめお客様・従業員・地域社会等のステークホルダーの皆様に対しても透明性の高い経営を行い、円滑な関係を構築しながら、効率的で健全な経営を維持することにより企業価値の向上に取り組んでおります。このような企業価値向上への取組みとその成果が、株式市場において公正に評価され、株価に正しく反映されることが重要と考えており、そのため、適切な情報開示を行うとともに、株主の皆様とのコミュニケーションを深めていくことに今後とも注力いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、証券取引所の定める適時開示規則等を遵守し、適時適切な会社情報を投資者に正確かつ公平に提供することを目的として、適時開示を必要とする事項、かつその取扱いを定めた「会社情報の適時開示に関する規則」並びに「会社情報の適時開示に関する基準」(以下「社内規程」という)を設け、当該社内規程に則して以下の適時開示に係る社内体制を構築し、会社情報の開示を行っています。

- ・社内規程を従業員に対して周知徹底する。
- ・社内規程において定められた事象が発生した場合、当該事象について業務上所掌する部門の責任者(以下「主管部門長」)は、情報取扱責任者である総務部長へ当該事象に係る情報を速やかに報告する。
- ・総務部長、主管部門長及び社内規定における協議部門責任者である広報部長は、当該情報が証券取引所規定の適時開示規則等に定められた開示情報か否かを判断する。
- ・当該情報が開示すべき情報であると判断された場合には、総務部長は、当該事象の具体的内容と開示を行う旨を代表者である社長へ報告し、開示についての承認を受ける。
- ・社長は、開示内容につき遅滞なく取締役及び監査役へ報告する。
- ・総務部長は、速やかに投資者への開示を行う。
- ・内部監査部門は、当該社内体制の適切性並びに有効性を検証し、取締役へ報告を行う。

